



検索

(hidden)

(hidden)

n)

(hidden)

委員会について

会議情報

決定文・報告書等

活動紹介

分野別情報

ご意見募集

メールマガジン

[委員会ホーム](#) > [原子力委員会について](#) > 原子力委員会の役割

原子力委員会の役割

○原子力委員会の設置

我が国の原子力の研究、開発及び利用は、これを平和の目的に限り、安全の確保を旨とし、民主的な運営の下に、自主的にこれを行い、成果を公開し、進んで国際協力に資するという方針で、将来のエネルギー源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを旨として行おうことを定めた[原子力基本法](#)(PDF:112KB)が1955年12月19日に制定されて、本格的に始まりました。

原子力委員会は、これに関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るために、この法律によって1956年1月1日に設置されました。

(関係法令等)

(関係法令等)

[「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」](#) (PDF:144KB)

[「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令」](#) (PDF:94KB)

○原子力委員会の概要

原子力委員会は、1)原子力研究、開発及び利用の基本方針を策定すること、2)原子力関係経費の配分計画を策定すること、3)原子等規制法に規定する許可基準の適用について所管大臣に意見を述べること、4)関係行政機関の原子力の研究、開発及び利用に関する事務を調整すること等について企画し、審議し、決定することを所掌しています。この所掌事務を実施するために、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、調査権、勧告権等があります。また委員会は、これらの参考になる関係者の意見聴取、事務局によって作成された決定文案の審議、その決定を原則として公開の会議で行っています。

なお、この会議は、毎週火曜日に開催するのを定例にしており、どなたでも所定の手続きをすれば傍聴できます。

(関係法令等)

[「原子力委員会議事運営規則」](#) (PDF:82KB)

○原子力委員会の組織

原子力委員会は、内閣府に設置され、国会の同意を得た委員長及び4名の委員より構成されます。

原子力委員会には、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令」等により原子力委員会には、専門の事項を調査・審議させるための専門委員を置き、専門部会、懇談会その他必要な機関を置くことができるとされており、現在6部会(政策評価部会、原子力防護専門部会、研究開発専門部会、核融合専門部会、国際専門部会、新大綱策定会議)が設置されています。

また、委員会の庶務については、内閣府原子力政策担当室が担当しています。

(関係法令等)

[「原子力委員会専門部会等運営規程」](#) (PDF:70KB)

○我が国の原子力行政

原子力委員会は、安全の規制に関する事項を所掌する原子力安全委員会とともに内閣府に設置されています。

内閣府では、原子力政策担当室が原子力委員会の庶務を担当するとともに、関係行政機関との事務の調整を行い、原子力委員会でなされた決定等の実現に努めています。関係行政機関として、外務省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省、経済産業省等があり、原子力委員会の所掌事項に関する決定を尊重しつつ、原子力行政事務が行われています。

一方、原子力の研究、開発及び利用の実務は独立行政法人である研究機関や大学、そして民間企業等によって推進されています。

○原子力委員会パンフレット

[原子力委員会パンフレットはコチラ](#) (PDF:717KB) からご覧になれます。

[利用規約](#)

[リンク](#)

[所在地](#)

会 〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 第4号館 7階 03-3581-0265(直通)

2007 Atomic Energy Commission of Japan. All Rights Reserved.